

過労死家族と過労死被害

中畠 清美

京都労災被災者家族の会世話人代表
立命館大学大学院先端総合学術科研究生

1. 研究目的・方法

1.1 研究目的

1991年に結成された全国過労死を考える家族の会は、結成30年を超えた。過労死被災者・家族は過労死110番運動が1988年に始まると、1989年から各地で過労死家族の会を結成し、1991年に連合体である全国過労死を考える家族の会を結成した。同時に『日本は幸福か：過労死・残された50人の妻たちの手記』を出版した。会員は助け合って過労死の労災認定を求める活動を行ない、過労死問題を社会に訴えてきた。

結成当事は過労死が社会問題化しており、過労死被災者・家族や過労死家族の会はマスコミで多く取り上げられた。しかし、過労死問題に対する社会的関心は次第に減少していった。次に、過労死家族の会が大きく注目されたのは、過労死防止基本法制定運動の中である。2010年代に入り、過労死防止基本法制定運動が活発化すると、過労死被災者・家族や過労死家族の会は過労死の象徴として運動の先頭に立ち、マスコミで盛んに取り上げられた。

しかし、過労死家族はさまざまな困難をかかえ、労災活動(労災認定を求めて行うさまざまな活動・運動)を行ない、過労死問題を社会に訴えていった。御巢鷹山での日航機事故による被害者遺族を数多く調査した野田正彰は、家族の被害を社会問題として訴えることの困難さについて述べている(野田 1992)。過労死被災者・家族にも同じことがいえるだろう。過労死家族は過労死被害と家族の死を過労死と認定させることで新たに生じる困難に立ち向かわざるをえず、生活や生き方を変えることを余儀なくされることがあった。過労死家族はどのような被害を受け、過労死とどのように向き合い活動したのかを明らかにすることを研究目的とする。

1.2 研究方法

私は1990年に夫を過労死で亡くし、京都の過

労死家族の会に参加し、2002年から過労死家族の研究を始めた。過労死被災者・家族の姿を明らかにするために調査をおこなった。データ収集は過労死家族の会に当事者として活動に参加し、過労死家族の言動をメモした。さらに、京都と大阪の会員に労災活動と過労死家族の会活動について話を聞き文章に起こした。過労死家族の会や支援団体などの機関誌を参照した。

飯島伸子(1979)は、公害・労災・薬害に共通する被害構造があることを明らかにし、労災(死亡)被害も示した。基本的被害である労災(死亡)被災により遺族が被る被害は、派生的レベル1があり、さらに派生的レベル2がある。被害はさまざまであり複雑に関係し合うのである。収集したデータは、事柄の項目ごとに分類し分析した。本研究では、中畠清美(2021)の調査結果のデータをもとに被害と被害より派生するより変化する生活や人生・人生観の変化に注目し、二次分析を行なった。

過労死家族のデータは多くなく、一つひとつに特徴があり、本人を特定しやすいものである。データ収集に当たっては、調査対象者に調査についてよく説明し同意をえた。本人を特定できないようにデータを加工するなど、研究倫理に基づいて研究を行なった。

2. 過労死被害

2.1 被害と認定基準

飯島伸子(1979)は、公害・労災・薬害に共通の被害構造があることを明らかにしたが、多くの被害にもある共通点がみられる。世界的にも大きな関心を集めた水俣病に医師の原田正純は深く関わった。原田は「水俣病を告発する会」の会報の創刊号に「水俣病の認定基準 ―認定患者は氷山の一角 すみやかに全貌の究明を―」を寄稿し、次のように述べている。水俣病の認定基準についてであるが、その他の被害の認定基準にも当てはまることが多いのではないだろうか。

現在、われわれが水俣病(有機水銀中毒)患者としているものは、水俣病と認定されたものであって、有機水銀中毒そのものではないことをはっきりしておく必要がある。認定されたということは、見舞金(補償金ではない)がもらえるという社会的な手続きのうえで生まれたもので、重複する部分はあっても、医学上の概念とはすべて一致するわけではない(原田1972)。

「認定」という独自の制度が被害を隠し、被害を大きく切り捨てる。原田は水俣を訪れた外国人に「認定」という言葉を説明することが難しいという。「認定」という言葉に当てはまる言葉がなく、水俣病認定の実態を正しく伝えられないという。それは「認定という概念が医学の概念ではない、という本質的なことを示しているのである」(原田1972)。被害の認定は、医学的には説明がつかないということであろう。認定は何のためにどのように行なわれていくのであろうか。

森永ヒ素ミルク中毒事件の認定基準が乱暴ともいえる方法で、厚生省によって策定されてしまったことを小児科医の山田真は批判する(山田2014)。1955年、世界に類を見ない食品公害事件が起きた。ドライミルクにヒ素が混入しており、多くの乳児に被害を及ぼした。被害を認定するため「慎重審議の上」での決定としたが、たった1日で診断基準が作られてしまった。

カネミ油症事件では被災者が食品公害の救済を求める闘いの中で、さらに史上最大の人権侵害とされる甚大な被害を被った(大久保2006)。始まりは、1968年3月中旬、西日本各地で身体に吹き出物ができたり、手足に痛みやしびれが出たり、めまいや頭痛などを訴えて病院を訪れる人が続出したことである。当時は約1万4000人が被害を訴えていた。しかし患者として認定されたのは1,867人で、被害を訴えた人のわずか13%であった(その後時期を経て認定された数含まず)(大久保2006)。

原爆症認定裁判は今も続いている。原爆症の認定はかつては1%足らずで、2019年3月末現在で7,269人であり、現在は5%にとどまっている。2019年3月末の被爆者は14万5,884人、医療特別手当受給者(原爆症認定)は7,269人で5%、健

康管理手当受給者は12万1,841人、83.5%である(毎日新聞2019.8.30)。原爆症においても認定されることは少なく、認定基準が認定を阻んでいることに変わりはない。

1950年代に学術研究会議・原子爆弾災害調査特別委員会は「原子爆弾症」と呼ぶことを提案し、その後の研究者もそう呼ぶように統一してきた。なのに、被爆者援護法では放射線障害による部分だけを個別に取り出して、『原爆症』として認定しようとしている。(郷地2007)。

「森永ヒ素ミルク中毒事件」も「カネミ油症事件」も、非常に短期に策定された「診断基準」が認定基準として運用され、患者切り捨てにつながっているのである。「森永ヒ素ミルク中毒事件」、「カネミ油症事件」に限らず、公害、薬害、労災・職業病も被害者・患者を苦しめるのは、認定基準であるとも言えるだろう。被害を明らかにする認定基準は、被害を限定し、被害を隠し、被災者を救済することを妨げるものである。原爆症認定のための黒い雨訴訟は広島では認定されたが、長崎では棄却された(『朝日新聞』2022.6.7朝刊、長崎全県版)。被害が救済されないことは続いている。次は過労死の被害を見ていく。

2.2 過労死被害と認定基準

2.2.1 脳・心臓疾患の認定基準

過労死被害を認定するための認定基準が存在する。この認定基準のありようが過労死被害の救済を阻むものになっている。過労死の認定基準の変遷を述べる。過労死の認定基準が最初に策定されたのは、1961年2月13日付で、労働基準局通達「中枢神経及び循環器疾患(脳卒中、急性心臓死等)の業務上外認定基準について(基発116号)」であった。認定基準は、脳・心臓疾患の発病の当日に災害的出来事又は特に過激な業務に就労していることを認定の要件としており、専門委員会の委員の一人である長谷川鍬一郎医師の考え方にほぼ沿うものとなった(石井義脩2001)。認定基準は、発症の直前または当日に起こった出来事により発症したことで判断された。「この通達を過労死を労災補償から原則的に排除する法理論的な支柱としてきた」(望月浩一1989)。過労死という概念が生まれる前の認定

基準である。過労死の概念が確立してからも、過労死を否定し続けたことは認定基準の変遷からもわかるであろう。

初めての認定基準の改定は、1987年10月26日付の労働省労働局通達基発620号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」である。労働省は当該認定基準において、認定要件を「業務による明らかな過重負荷を発症前に受けたことが認められること」に改め、「異常な出来事に遭遇したこと」がある場合に加えて、「日常業務に比較して、特に過重な業務に就労した」場合も、この認定基準に該当し業務上と判断するとした。また、「発症直前から前日までの間の業務が特に過重と認められない場合であっても発症前1週間以内の過重な業務が継続している場合には、血管病変等の急激で著しい憎悪に関連があると考えられる」とされた。この時間の目安については、(労働省と過労死弁護団全国連絡会議の面談では)どこかで線引きは必要だから1週間としたものであった(望月1989)。1961年の過労死の認定基準は、1987年に改定されたが、過労死被害の救済に大きく寄与するものではなかった。

2001年の認定基準改定(2001年12月12日付け基発1063号)で過労死の認定件数は大きく変わったが、推測される過労死の発症件数から見れば、過労死救済に与えた効果は微々たるものである。2001年認定基準では、「発症前、6カ月、100時間以上」、「発症前2ヶ月ないし6カ月間おおむね80時間以上」の時間外労働時間があれば、業務との関連性が強いと評価するとされた。細川汀(2002)は、2001年認定基準を批判する。認定基準の策定にあたっては、「検討会に産業衛生学会の専門家を参加させていないし、その報告も取りあげていない」。企業の閉鎖性があり、国の労働衛生研究の軽視がある。「わが国の研究成果や認定・判例の無視」し、「不十分ながら実施した労働組合(特に大企業)のとりくみの遅れを反映」している(細川2002)。

岩城穰(2021)は、過労死の認定基準の改定の変化を述べている。これまでの認定基準は、①(異常な出来事)、②(短期過重業務)、③(長期過重業務)の順で拡大してきた。時間外労働時間数の基準が高すぎることに加え、時間外労働

時間が決定的に重視され、それ以外の負荷要因が無視ないし軽視されているという批判が強かった(岩城 2021)。2014年、過労死等防止対策推進法が制定されても長い間認定基準は改訂されなかった。ようやく2021年に認定基準は改訂された。しかしながら、岩城が指摘する、労働時間以外の負荷要因が無視されてきたことに対する改定に終わったといえるだろう。肝心の過労死ラインとなる労働時間には手が付けられなかった。今までのように、認定基準の改定による過労死の認定件数の増加は期待できるのであるうか。

2. 2. 2 過労自殺の認定基準

過労自殺の認定基準はさらに過酷である。過労自殺は「自殺過労死」、「産業ノイローゼ」として、1980年代には過労死の運動のなかでは問題となっており、京都でも取り組みが始まっていた(京都職業病対策連絡会議 2003)。過労自殺の社会問題化は遅れたが、過労死110番運動が変化していった。1997年の過労死110番は、10月は「自殺過労死110番全国電話相談」とされ、初めての「自殺過労死」として呼びかけ、全国では114件の相談があった(大阪過労死問題連絡会 2002)。1997年11月に全国過労死を考える家族の会が第2冊目の手記集『死ぬほど大切な仕事ってなんですか:リストラ・職場いじめ時代時代に過労死を考える』を出版した。過労死に加え、過労自殺の家族も手記を寄せている。

1997年9月、東京高裁は、電通過労自殺事件について東京地裁判決に続き原告勝訴の判決を下した(東京高判平成9.9.26労働判例724号13頁)。電通過労自殺事件の東京高裁判決以降、行政段階での労災認定(逆転認定を含む)や、過労自殺の行政訴訟・損害賠償請求訴訟においても原告勝訴判決が続いたことが過労死弁護団連絡会議のホームページの運動の歴史に記載されている。労働省労働基準局は、1998年から専門家会議を設置することを明らかにし、自殺の労災申請事案での新たな基準づくりを検討し始め、ようやく労働行政にも変化の兆しを川人は感じている(川人博1998)。労働省は、1999年9月14日、過労自殺の認定基準の通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断

指針)(平成11年9月14日付け基発544号。以下、99年診断指針という。)を策定した。

2000年3月25日、「電通過労自殺最高裁判決」が各紙新聞1面トップで報道された。過労自殺が一気に社会の注目を集めた瞬間であった。1991年8月27日に電通の若い社員が長時間労働による過労やストレスにより自殺し、使用者である電通に安全配慮義務違反があったと認定された判例であった。しかし、過労自殺の救済は、すぐには進まなかった。

2006年、議員立法により、自殺対策基本法が制定・施行された。2000年代によく過労自殺が社会問題として定着したといえるだろう。しかし、職場の過労自殺予防に関しては、財界や各企業の努力が不足しており、見るべき改善がないと言わざるを得ない(川人2014)。

前掲99年判断指針策定以降、新たな心理的負荷が生ずる出来事が認識され、評価表における具体的出来事への当てはめが困難な事案が見受けられるようになったため、「職場における心理的負荷評価表の見直し等に関する検討会」が設けられ、評価表に係る具体的出来事の追加又は修正等が検討されることになった。その検討の結果、判断指針の評価表等について、2009年4月6日付けで一部改正が行われ、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あてに通知された(平成21年4月6日付け基発0406001号)。次いで、厚生労働省は2011年12月26日に「心理的負荷による精神障害の認定基準」(平成23年12月26日付け基発1226第1号)を新たに策定し、上記判断指針を廃止した。次いで、2011年12月26日に基準を改定し「心理的負荷による精神障害の認定基準」(基発1226第1号)を通知した。さらに、2020年6月1日(中小企業については2022年4月1日)から改正労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)が施行されることをふまえて、認定基準の改定が行われた。厚生労働省は、「パワーハラスメント」を心理的負荷評価表の「具体的出来事」に追加するなどして上記認定基準を改正し、同年5月29日付けで厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛に通知した(令和2年5月29日付け基発0529第1号)。

過労を原因として精神障害を発病したり、その後自ら命を絶ったりする労働者の数は、労災と認定された件数に比べてもはるかに多いのが実情であると考えられる。労災認定がなされた数は、本当に氷山の一角に過ぎない。本来、労災と認定されるべきであるのに、労災保険給付の請求を認められなかったり、請求自体を諦めたりした被災労働者、遺族がいる(過労死弁護団全国連絡会議2018)。

2022年現在、過労自殺の認定基準の改定作業が進み、それと同時に、過労死運動の団体でも改定をより良いものにするため、意見書の提出や署名活動などを行なっている。過労死被災者・家族の被害の一端は、認定基準にあるといっても過言ではないと考える。過労死被災者・家族の救済に寄与することのない認定基準が行われてきた。次節では過労死被災者・家族はどのような被害を受けているのかを述べる。

3. 調査結果

全データ(中畠 2021)は、6つ(①労災活動、②裁判、③企業・行政・国会、④運動、⑤家族、⑥家族の会)に分類し、中分類、小分類まで行なった。小分類はさらに分類した。6つの分類を本稿ですべてを示すことはできなかった。本稿では、裁判と家族に注目して[表1](文末に掲載)にまとめた。本稿では、過労死被害とその後の変化・成長に区分けして分類したが、基本的な分類は前稿と大きく変わっていない。

飯島(1979)の示す被害や派生する被害の項目に、過労死家族の被害の調査結果は当てはまった。家族の労災(死亡)により生じる被害は「経済的困難の発生」、遺族内の役割変化や人間関係の変化、親せき関係が変化することである。事業所や行政との紛争関係が発生し、「嘆き・悲しみ・不安・怒り・不信など精神的被害」の一次被害がある。一次被害から派生する二次被害は「教育・結婚・住宅・老後などの計画の変更・変化・破綻」や「新たな怒り・不信・不快・悲しみ・苦痛」である。調査収集したデータはすべての項目に当てはめることができた。

加えて、被害構造の項目に当てはまらないデータでは、「家族の過労死の受容」、「過労死以外の社会問題への関心の強まり」、「過労死家

族の会運動や社会運動に積極的に取り組む」、「活動を通じて自身の変化を感じる」、「自身の役割の変化を感じる」、「新たな絆の獲得」など過労死被害からの変化・成長を示した。

4. 考察

4.1 被害と救済

この国では、幾多の被害が起こり救済されないことがあり、被害者たちは被害の救済を求めて訴訟を起こしている。過労死被害者も同様な経験をしている。1956年5月水俣病が公式に発見されてから実に57年を経て、2013年4月16日、ようやく最高裁が二人の被害者を水俣病と認める判断をしたのである。水俣病が公式に発見されてから57年を経てまだ紛争は解決していない(宮本憲一 2013)。いまだに認定されていない患者は多く存在していることだろう。

なぜ紛争がいつまでも続くのか。紛争が解決しない原因は、政府が司法の判断とは異なる1977年の水俣病の判断基準に固執して、被害者の大部分を水俣病と認めず、あいまいな政治的解決を取ってきたためである。このような「政府の失敗」はアスベスト事件の救済や原発事故の補償問題にも通ずる(宮本 2013)。

過労死を認めようとしなない行政によって、過労死の認定基準は策定された。しかし、司法の判断が行政の認定基準の改定を促した。数次の改定を経た現在でも、過労死を救済するのに十分なものとはなっていない。行政で労災認定されないので訴訟を起こすが、調査結果からわかるように、より大きな負担が課されることで被害を大きくしてしまうことにもなる。政府は過労死ゼロ社会を目指すといいつつもその道半ばであるのは、宮本のいう「政府の失敗」にほかならないであろう。

過労死家族の被害は、全人生に及び、傷つき、人生・生活が破壊される。ささやかな幸せさえ奪われてしまうのだ。過労死に正面切って闘いを挑んでも、さらに被害は深く大きくなることもある。労災認定されても、裁判に勝利しても、被害の回復ではない。もう死んだ人に何もしてあげられないと、かえって落ち込む場合もある。死んだ人をお金に換えることになるのもつらい。過労死で悲しむ人をなくしたいという家族の思いを受け

止めることから始めなければならないだろう。

4.2 過労死家族の悲嘆と裁判

過労死が起こった後の家族の反応は、さまざまに悲嘆反応があらわれていた。悲嘆(grief)とは、坂口幸弘(2022)によれば、「喪失に対するさまざまな心理的・身体的症状を含む、情動的(感情的)反応」(Strobe & Strobe, 1987, p7)であり、死別に対する悲嘆反応は、感情的反応、認知的反応、行動的反応、生理的・身体的反応である(坂口 2022)。

過労死家族はつらく悲しく、人を受け入れられない状況にあり、引きこもった。抑うつ、希死念慮もあった。過労自殺の場合は偏見に苦しみ、自分も変わり、社会も変えていこうと決意するのだ。裁判は抑うつ状態であっても進行していくことがある。会社や上司などへの怒りがそれを支えているのであろうか。個人間で悲嘆の差異は大きいこと、個人的にもおいても時間とともに悲嘆は変化する(坂口 2022)ことの可能性は、過労死家族においてもみられた。

過労死家族は池谷美衣子(2013)によれば、夫に死なれ、学齢期の子どもがいる妻、未婚の子どもを亡くした母親が典型的なモデルだという。池谷が聞き取り調査した結果からは、会社への信頼が裏切られ、労災申請に踏み切り活動していく中で、過労死家族の会の仲間との出会い、知ることなかった労働団体との出会いを通じて新しい生き方を見出していったことがわかる。「人生の意味の再構築」がなされていったと池谷はいう(池谷 2013)。

Morioka Rika(2008)はアメリカから日本に来て、過労死問題にかかわる人々を聞き取り調査した。過労死家族への調査から、主婦が運動家(housewife activist)に変化したとMoriokaは指摘した(Morioka 2008)。池谷、Moriokaの指摘は重要である。過労死家族は家族の過労死を経験し、新たな生き方を獲得していったのである。

4.3 ト라우マ後成長

苦しみや怒りを抱えた過労死家族と過労死家族の会は社会に働きかける存在であり、主体であつてきたのだ。同時に、その人たちは、過労死家族の会のなかで、生き延び生き直す人たちで

あり、過労死家族の会はそれを可能にする場となってきた。過労死家族は、家族の過労死というトラウマを経験した者たちである。悲嘆の中にあっても、労災活動を経て生き延びたサバイバーである。過労死家族は過労死被害を受けながら、労災認定闘争のなかで、苦しみながら、悩みながらも強くなり、あるいは人生の変換を余儀なくされ、あるいはそれにより成長していった。そのような者たちを見ることは珍しいことではなかった。PTG(Post Traumatic Growth 心的外傷後成長)という考え方は、過労死家族にもあてはまる可能性が考えられる。

PTGとは、「大きなトラウマとの苦悩の結果として、個人が経験する前向きな変化のこと」であり、「喪失と苦悩の末に得られる進歩」(富田・菊池監訳 2007:48)である。「トラウマとは、生命や身体の保全(インテグリティ、つまり全体性や尊厳)が危機にさらされ、恐怖や、無力感、旋律を経験したことによってもたらされる心身へのさまざまな影響を専門的には意味」するものである(宮地 2011:4)。さまざまな経験の蓄積の結果、1996年、PTGというキーワードがアメリカの臨床心理学者リチャード・テデキスとローレンス・カルフンによって最初に学会誌に発表された(宅 2014:30-31)。まだ研究は始まったばかりであり、PTGが過労死家族にも当てはまると考えるのはあくまでの可能性である。また、PTGの概念とともに、「成長と適用」の関係、さらには「レジリエンス」についても考慮するべきであろう(坂口 2022)。しかし、PTGは今後の活動や支援にとって有用な考え方であるかもしれない。PTGが起こるのは、過酷な出来事と向き合うこと、出来事を話すことである(宅 2014)。労災活動を行ない、話し合いを重視する過労死家族の会の会活動のなかで、PTGの契機を見出すことができるはずだ。

4.4 研究の限界と課題

本研究により、過労死家族の過労死による被害の一端を示すことができた。過労死の労災申請だけでも被害が大きくなることを明らかにしたが(中寫 2013)、より多様な被害を広く明らかにすることができた。しかし、6つの大分類のすべてを分析することはできなかった。今後の課題であ

る。過労死家族のPTGについても今後の課題である。調査協力者は、京都・大阪であり、過労死運動が盛んな地域であることに加え、当事者による研究であるので、本研究の成果を一般化することはできない。今後はほかの特徴を持った地域や、さらに多くの調査が必要であると考えられる。

文献

- 飯島伸子、1979、「公害・労災・薬害における被害の構造」『公害研究』8(3), 57-65.
- 池谷美衣子、2013、「長時間労働に対する解決主体の形成に関する社会教育学的研究: 社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して」筑波大学人間総合研究科博士論文.
- 石井義脩、2001、「過労死の労災認定の歴史的理解」『治療』83(8), 89-94.
- 岩城穰、2021、「20年ぶりに脳・心疾患の認定基準が改定」『労働法律旬報』No.1995. 13-16.
- 岡村親宜、2002、「『過労死・過労自殺救済の理論と実務: 労災補償と民事責任』旬報社.
- 大久保貞利、2006、「カネミ油症事件とはどんな事件か」カネミ油症被災者支援センター編『カネミ油症過去・現在・未来』9-29. 緑風出版.
- 大阪過労死問題連絡会、2002、「『大阪過労死問題連絡会結成20周年シンポジウム「過労死 過労自殺問題の現在・過去・未来」』.
- 過労死弁護団連絡会議ホームページ <https://karoshi.jp/actionhl/index.html>
- 過労死弁護団全国連絡会議、2018、「『心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改定を求める意見書』 過労死110番 https://karoshi.jp/locals/action_info.html?id=30.
- 川人博著、1998、『過労自殺』岩波書店.
- 川人博著、2014、『第2版 過労自殺』岩波書店.
- 京都職対連編集委員会編、2003、『京都職対連35年のあゆみ』京都労災職業病対策連絡会議.
- 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>.
- 郷地秀夫、2007、『原爆症: 罪なき人の灯を継いで』かもがわ出版.
- 坂口幸弘、2022、『増補版 悲嘆学入門: 死別の悲しみを学ぶ』昭和堂.
- 全国過労死を考える家族の会編、1991、『日本は幸福か: 過労死・残された50人の妻たちの手記』教育史料出版会.
- 全国過労死を考える家族の会編、1997、『死ぬほど大切な仕事ってなんですか: リストラ・職場いじめ時代時代に過労死を考える』教育史料出版会.
- 宅香菜子、2014、『悲しみから人が成長するとき: PT

G』風間書房。
 富田拓郎、菊池安希子(監訳)2007、『喪失と悲嘆の心理療法：構成主義からみた意味の探究』金剛出版。
 中島清美、2013、『過労死被害と労災申請』『Core Ethics』9,187-197。
 中島清美、2021、『過労死家族の会の形成と展開：京都と大阪の過労死運動と過労死家族の会と当事者の事例から』立命館大学先端総合研究科 博士論文。
 野田正彰、1992、『喪の途上にて：大事故遺族の悲哀の研究』岩波書店。
 原田正純、1972、『水俣病』岩波書店。
 細川汀、2002、『過労死認定基準の新しい改正について』『労働と健康』Vo28 No.1 27-32

宮地尚子、2011、『震災トラウマと復興ストレス』岩波書店。
 宮本憲一、2013、『まえがき：水俣病患者の全面救済を』「水俣病裁判と原田正純医師」編集委員会編『水俣病裁判と原田正純医師』1-5。
 望月浩一、1989、『過重な業務による心筋梗塞死と業務上認定』『ストレス労災研究』39-48。
 Morioka Rika、2008、Anti-karoshi activism in a corporate-centered society : medical, legal, and housewife activist collaborations inconstructing death from overwork in Japan. University of California, San Diego
 山田真、2014、『水俣から福島へ：公害の経験を共有する』岩波書店。

表1 調査結果

<裁判>
怒り・処罰感情 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判は夫の敵討ち ・会社と刺し違える覚悟 ・証拠がほとんどない私の裁判は、とにかくパワハラをした事業長と、息子を見殺しにした上司や先輩整備士たちを法廷に引っ張り出すということが、一番の目的 ・証人尋問は、被告は、真顔でうそをつく
期待 <ul style="list-style-type: none"> ・労災で明らかにならなかった過重労働を裁判で解明できると期待 ・心ある裁判官なら届く ・記録の数字に表れない過重性
不安・迷い <ul style="list-style-type: none"> ・裁判はどれくらいかかるのか、本当に勝てるのか、本当に悩みました、いろんな人に相談しました ・傍聴の見学、何件か行った ・やらないよりやった方が、面倒でも正しいことを正しいと信じて前へ進む ・過労死は会社が原因だが、裁判をすることに納得か、悔やまないか ・個人の感情で周りを苦しめることにならないか ・主人に対して裏切った、主人は言わない人 ・
立証困難 <ul style="list-style-type: none"> ・会社の労働時間の記録ないのに被災者が立証 ・家族、友人が思い起こし、できる限りの労働時間表を作成 ・労働時間表の誤りを指摘する裁判所 ・裁判所は会社のずさんな時間管理を問わず ・裁判、証拠ない ・主人の手帳全部見て、大変
裁判での新たな怒り <ul style="list-style-type: none"> ・労災裁判は長い ・さまざまな職種で働く、家族の実情、裁判は大きな負担 ・徹夜して文章を書き、裁判に明け暮れ、家族
原告いじめ <ul style="list-style-type: none"> ・被告(労働省)は、書類を結審前日に提出、裁判を混乱させる ・控訴審第2回の公判で十分な審議されず結審の言い渡し ・完全に過労死なのにそれが通らない ・自殺の原因は家族関係だと、息子の前で、話されて許せない ・裁判は戦争だか
無力感 <ul style="list-style-type: none"> ・相手にひどいことをいわれても、裁判は感情を出したらあかんといわれて、黙ってるより仕方がなかった ・命切れてしまって、数年分の給料分、こんな値打ちか、一生払い続けてほしい ・一生払って下さいといえなかった、無力で言えなかった ・今な
裁判への疑問 <ul style="list-style-type: none"> ・過労死の原因は、個人的要因はない ・グレーは黒にならない ・判決は聞いてもわからなかった ・何にも認めてくれない ・内で繋がっている ・国側は、〇〇県の医師に意見書を書かせ、精神障害さえ起こしていなかったと主張 ・お粗末な薄っぺら
裁判は不思議だ <ul style="list-style-type: none"> ・裁判、奇跡起こせず ・高裁判決は、地裁そのまま、原告の陳述聞く耳持たずに棄却、公明正大ではないのか、良心を問いたい ・まじめに働いた公務員、自己責任で片づけられる、声にして ・本人にとっての負担の有無が考慮されない ・職場の細かなチェックなし、妻の申し立ては無視 ・当たり前のことがなぜ通らないのか。不思議。社会が変わっていない ・裁判は不

<p>不当な棄却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年敗訴してもう1年 ・公正な裁判所望んでも棄却 ・納得のいかないこじつけのような理由で棄却された ・棄却通知うけた、事実と受け止める ・棄却する、聞くのはつらい ・高裁極めて不当な棄却 ・本当に無念、落胆 ・棄却の理由は証拠なし、持病があり自己責任とされた ・いくら覚悟していてもショックが大きく、心が折れてしまいました ・棄却されて、内心みじめだった ・提訴してから、2年半、辛い、悔しい、悲しい裁判でした ・上告受理の法違反、相当難しい ・会社が地元から工場を撤退、本社への責任追及、高裁棄却で悩む ・時間と高額費用、上告断念 ・使用者側に立った違法労働を許す司法を許
<p>裁判官の先入観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷たい、間違った裁判官の先入観 ・世間知らずで社会通念から一番遠い所にいる裁判官 ・「社会通念上」という言葉で一括りにされた不当判決にここまで落ち込む自分がだんだん可笑しくなりました ・裁判官触れない部分がある。不当判決 ・怒りと悲しみで、体が震えました ・提訴してから、2年半、辛い、悔しい、悲しい裁判でした ・あそこまで業務起因性を否定された判決がでると、身体中の力が抜けてしまい、2度と立ち上がれないのではないかと思うほど、憔悴していました ・弁護士、
<p>判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判決が出る日のことを考えると胸が詰まるような、複雑な気分がまじりあっています ・過失相殺はありませんと裁判官の声に歓声があがり、夫の名誉が守られた瞬間でした ・苦労が報われた ・いい加減な調査で不認定にしたり、いい加減な判決を出すことは許されない ・12年間の苦労の判決活かして欲しい ・裁判を通して労働協定が見直されてほしい ・裁判でもっと
<p>闘い続ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地裁の支部で、一人で闘っていた ・証人尋問に協力者ない、そこで負けるか ・納得のいかない判決にくじけず控訴して闘い続ける ・即告上告した ・控訴期限ぎりぎりでしたが、先生方の励ましもあり、控訴することをやっと思ひ決心 ・息子の無念を晴らすため、家族全員で闘い抜こうと思います ・息子の死が無駄にならないよう損害賠償を戦い抜こうと思う ・私たち家族
<p>専門家の力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、医師は原告の言い分を十分示した ・卑劣な元社長をどうしても許せず、弁護士先生に無理を承知で「被告にしたい」とお願いをしました ・時効の壁や形式、習慣にとらわれず原告がやりたいと言えば、弁護士は断れない ・〇〇医師には、夫がなくなる直前の変化を、うつ病の症状だったと、医学的に証明していただきました ・10年余りは弁護士の先生方の
<p>支援・励ましが力に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定されて当然と友人の励まし ・オーナー死亡、親会社まで整理されたが、みんなの力で素晴らしい地裁の成果 ・他にも、メールでエールを送って下さった皆様、パワーをいただきました ・大阪地裁で全面勝利和解を勝ち取り、みなさまの支援のおかげです ・〇〇さんに相談 ・弁護士事務所へ初めていくとき、〇〇さんに付き添ってもらった ・証人尋問の時、傍聴席があふれるばかりの人が80人、県外からも傍聴支援 ・証人尋問で勝った負けたより事実が伝わった、それで半分終わった ・裁判傍聴たくさん、これだけたくさんの方が、感動。支えがあったから ・全国で互いに支え合って闘っていたことが
<p>和解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和解の席で、私はこの光景をしかと脳裏に焼き付けて、たたかひの区切りをつけることができた ・判決は、亡くなった妻の尊厳が守られた瞬間 ・夫の死に対する会社の認識の軽さ、不誠実を、裁判官にお願いして和解 ・高裁で会社代表者が出頭し、夫と遺族へ「心からお詫びいたします」と頭を下げ、全面謝罪しました ・素晴らしい判決は後の人に貢献できる、裁判の意義がある ・判決は、亡くなった妻の尊厳が守られた瞬間 ・夫の死に対する会社の認識の軽さ、不誠実を、裁判官にお願いして和解 ・高裁で会社代表者が出頭し、夫と遺族へ「心からお詫びいたします」と頭を下げ、全面謝罪しました ・素晴らしい
<p>裁判の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判で会社の実態究明、若者の働き方見直しきっかけになった ・労災活動や裁判の中で、若者たちが働き方を見なおそうとする組織が結成された ・過労死が証明できた、裁判所に伝わった ・控訴されたが、地裁を超える認定、よい判決出た ・裁判して後悔はしていない ・彼らをあの場に引きずり出しただけでも意味のある事です ・代表者を出頭させ、和解文に足りない言葉を直接の言葉で補う事を希望した ・社長に何の制裁もなく裁判は終われない ・逆転勝利嬉しい。裁判はほとんど
<p>心の救済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判のなかで証人尋問で裁判官が証人と言わず、被告と言ひ、心救われた ・事実を明らかにすることが供養 ・生前の姿が偲べた ・行政と民事同時に裁判して、会社を裁判に引きずり出した ・裁判して後悔はしていない ・医師の医学的な所見から、うつ病の発症を認めていただけたことも心の支えになりました ・裁判を始めてから解かった事実がたくさんあり、私自身は、やっぱり、息子は死ぬしかなかったのだと ・裁判では、〇〇先生の意見書で、医学的に息子のうつ病発症を業務起因性と認めていただいた ・意見書は何より嬉しく、それだけでも勇気を出して裁判を起こした甲斐がありました ・相手方の先に

<p>裁判の中で成長、生き方の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは裁判の中での産物で、成長し、経験が実を結んだ。闘争は、しんどいが悪いことばかりではない ・何故最高裁まで、
<p>差別裁判</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金の男女差別裁判を行なった ・地方公務員災害基金おかしい、憲法の性差別14条に明らか ・違和感、おかしい、
<p><家族></p>
<p>つらい・苦しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つらい、苦しい ・家で一人だと、何もしゃべらずに過ごす ・心が折れて、死にたい時がある ・深い心の傷、大きな衝撃
<p>人を受け入れられない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人を受け入れられない ・お悔やみの言葉だけでなく、すべて何をいわれても受け入れられない ・攻撃的になり、電話をも
<p>葬儀</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬儀は務めだからやらないといけなく ・会社のひどい対応 ・他人を拒否し、家族だけでおこなう ・海外で死亡証明でな
<p>引きこもる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引きこもって、家事ができなかった ・涙が出て、人を訪ねて1年近くは話をすることができなかった ・過労死を起こした会社
<p>過労自殺を隠す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労自殺、何も悪いことしていないのに、なぜ隠すような気持ちになるのか ・死んだ人が浮かばれない ・家族の自殺に対し
<p>経済的負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災も仕事も頑張ってる ・経済的負担 ・働かないと食べていけない ・精神的、経済的に大変だった ・家計のことを考
<p>10年経って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年たって、自分の中ではまだ消化できていない ・10年で気持ちの余裕 ・10年たったら過労死家族の会を止めようと思っ ていた ・夫に死なれてこれからどうなるか ・大黒柱を失い、自身も子どもも変化 ・一人の死は、家族の人生にかかわって
<p>生活の余裕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃忙しくてもほっとする時間が必要 ・何でもないようなことが一番大事 ・だんらんが幸せ ・幸せ一人で生きていていい
<p>闘いの成果・変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通の主婦やっていたのに、家族の過労死で闘う主婦に変身した ・目標あれば生きていける ・頭・体動かす、人間らしく 生きる ・つらいばかりの毎日が、元気あふれる日々になった ・不幸に出会って、問題に向き合う過程がその後の人生を変え る ・頑張ると人生が変わり、新しいものを生み出す ・夫を亡くした家族としての役割を考えたい ・世の中の自殺に対する偏 見や先入観に惑わされないように、心強く鍛えていきたい ・日本の国がおかしすぎる、明日を信じて生きていく ・私堂々と生